

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第六十七条 1～3略</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十一条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させるものであって児童の栄養管理に支障がない場合は栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>5～7略</p> <p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね二十人以上とする。</p> <p>9～11略</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させるものであって児童の栄養管理に支障がない場合は栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>13～15略</p> <p>(職員)</p> <p>第八十一条 1～6略</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせるものにあつては栄養士を、調理業務の全部</p>	<p>(職員)</p> <p>第六十七条 1～3略</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させるものであって児童の栄養管理に支障がない場合は栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>5～7略</p> <p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人以上とする。</p> <p>9～11略</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させるものであって児童の栄養管理に支障がない場合は栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>13～15略</p> <p>(職員)</p> <p>第八十一条 1～6略</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせるものにあつては栄養士を、調理業務の全部</p>

を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。

8 略

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数、一人以上でなければならない。

委託するものにあつては調理員を置かないことができる。

8 略

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数、一人以上でなければならない。